

青森県報

第三千七百九十号

平成二十六年
一月八日
(水曜日)

目次

告 示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………	(市町村課) …… 一
青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の 一部を改正する要綱……………	(環境政策課) …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉 保険課) …… 二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同) …… 二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 三
特定行為業務の登録……………	(同) …… 三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 三
共同漁業の免許……………	(水産振興課) …… 三
遊漁規則の認可……………	(同) …… 四
建設業者の許可の取消し……………	(上北地域 民局) …… 六

告 示

青森県告示第四号

陸上自衛隊の自衛官候補生の平成二十五年度第四次募集期間、採用試験の期日等を

次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四
条及び第百十七条第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	(三次募集) 平成二十六年一月六日から同月三十一日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
平成二十六年 二月九日(日)	受付後に 通知	位 置	名 称
		弘前市大字原ヶ平字山中一八の 一一七 八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊弘前駐 屯地 陸上自衛隊八戸駐 屯地

青森県告示第五号

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱を次
のよつに定める。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱
青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱（平成二年九月青森県告示
第五百五十三号）の一部を次のよつに改正する。

第十四中「掲げる農薬」の下に「（次項に規定する農薬を除く。）」を加え、第十
四に次の一項を加える。

2 ゴルフ場事業者は、当該ゴルフ場の排水口において、水質汚濁に係る農薬登録保
留基準（平成二十年七月二十三日環境省告示第六十号）の表の農薬の成分の欄に掲
げる農薬について同表の基準値の欄に掲げる数値に十を乗じて得た数値を超える濃
度の排水を排出してはならない。

別表を次のように改める。
別表(第十四関係)

ゴルフ場の排水口における排水の指針値

農 薬 名	(単位一リットルにつきミリグラム)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	〇・〇八
クロルピリホス	〇・〇二
ダイアジノン	〇・〇五
チオジカルブ	〇・〇八
トリクロルホン(DEP)	〇・〇五
フェントロチオン(MEP)	〇・〇三
ベルメトリン	〇・〇九
ペンスルタップ	〇・〇九
(殺菌剤)	
イプロジオン	〇・〇三
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	〇・〇六(イミノクタジンとして)
エトリジアゾール(エクロメゾール)	〇・〇四
オキシ銅(有機銅)	〇・〇四
キャブタン	〇・〇三
クロロタロニル(TPN)	〇・〇四
クロロネブ	〇・〇五
シプロコナゾール	〇・〇五
チウラム(チラム)	〇・〇三
チオファネートメチル	〇・〇三
テトラコナゾール	〇・〇三
トリフルミゾール	〇・〇五
トルクロホスメチル	〇・〇五
バリダマイシン	〇・〇二
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	〇・〇二
プロピコナゾール	〇・〇五
ベノミル	〇・〇三
ホセチル	〇・〇三
ポリカーバメート	〇・〇三
(除草剤)	
アシユラム	〇・〇二
エトキシスルフロロン	〇・〇八
シクロスルファミロン	〇・〇八
シデユロン	〇・〇三
シマジン(CAT)	〇・〇六
トリクロピル	〇・〇三

ナプロパミド	〇・〇三
フラザスルフロロン	〇・〇三
プロピザミド	〇・〇五
ベンフルラリン(ベスロジン)	〇・〇一
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	〇・〇五
(植物成長調整剤)	
トリネキサパックエチル	〇・〇一

附 則

この要綱は、平成二十六年二月一日から施行する。

青森県告示第六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業の種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社フアミリーケアサポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	通所介護	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	平成二六・一・六

青森県告示第七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	年月日
株式会社佐々木ケアサービス	つがる市稲垣町の豊川初瀬山九の	つがる市稲垣町の豊川初瀬山九の	つがる市稲垣町の豊川初瀬山九の	つがる市稲垣町の豊川初瀬山九の	平成二六・二一

青森県告示第八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社ファミリアポート	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	介護予防サービス	弘前市大字撫牛子二丁目八の四	平成二六・一・六

青森県告示第九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業名称	業務開始年月日	備考
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

〇二〇〇一〇〇五	〇二〇〇一〇〇五	〇二〇〇一〇〇五	〇二〇〇一〇〇五
社会福祉法人三戸郡五丁目三番地の姥	社会福祉法人三戸郡五丁目三番地の姥	社会福祉法人三戸郡五丁目三番地の姥	社会福祉法人三戸郡五丁目三番地の姥
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
八戸市大字一丁目	八戸市大字一丁目	八戸市大字一丁目	八戸市大字一丁目
平成二六・四・一	平成二六・四・一	平成二六・四・一	平成二六・四・一
介護施設	介護施設	介護施設	介護施設

青森県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションえがお	十和田市西十二番町二の二七	平成二六・一・一

青森県告示第十一号

平成二十五年三月十五日青森県告示第百九十七号をもって公示した共同漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により次のとおり免許した。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第一項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業者の名称及び住所
浅瀬石川漁業協同組合 黒石市大字石名坂字石法師三八の四
- 二 認可年月日 平成二十六年一月一日
- 三 漁業権の免許番号 内共第十六号
- 四 遊漁についての制限の範囲
 - 1 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣又は持網（こい、ふな、うぐい及びかじかのみ）以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。
 - 2 遊漁期間
次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期 間
あゆ	七月一日から十月三十一日まで
やまめ、いわな にじます	四月一日から九月三十日まで

免許年月日	免許番号	漁業者の住所及び氏名（名称）	種類業名	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	免許の内容	存続期間	制限又は条件
平成二十六年一月一日	内共第十六号	黒石市大字石名坂字石法師三八の四 浅瀬石川漁業協同組合	漁業	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	免許の内容	存続期間	制限又は条件
			平成二十五年三月十五日青森県告示第百九十七号の公示内容のとおり						平成二十六年一月一日から平成三十五年八月三十一日まで	平成二十五年三月十五日青森県告示第百九十七号の公示内容のとおり

3 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
こい	一月一日から五月三十一日まで
ふな	八月一日から十二月三十一日まで
うぐい	四月一日から十二月三十一日まで
かじか	五月一日から十二月三十一日まで

区 域	期 間
葛川堰堤上流端一メートルから堰堤下流端二メートルまでの間	一月一日から十二月三十一日まで
温湯頭首工上流端一メートルから頭首工下流端二メートルまでの間	
第一頭首工上流端一メートルから頭首工下流端二メートルまでの間	
第二頭首工上流端一メートルから頭首工下流端二メートルまでの間	
田山堰頭首工上流端五メートルから頭首工下流端一〇メートルまでの間	
浅瀬石川ダム堰堤上流端三〇メートルから堰堤下流端二〇メートルまでの間	
二庄内ダム堤体上流端六〇メートルから堤体下流端五三〇メートルまでの間	

青河頭首工上流端六〇メートルから頭首
工下流端五〇メートルまでの間

4 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
かじか	五センチメートル
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな、にじます	一〇センチメートル
	一五センチメートル

五 遊漁料の額及びその納付の方法

1 遊漁料

(一) 浅瀬石川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間		遊漁料
		一年	一日	
あゆ、いわな、やまめ、にじます	手釣、竿釣	一年 三、 円	一日 四 円	四 円
こい、ふな、うぐい、かじか	手釣、竿釣、 持網	一年 三、 円	一日 四 円	

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に一 円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(二) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

2 納付の方法

(一) 浅瀬石川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	八、 円

あらかじめ浅瀬石川漁業協同組合事務所(黒石市大字石名坂字石法師三八の四)、(株)丹藤釣具店(弘前市大字城東五丁目一三の六)、高橋商店(黒石市大字大川原字菟森下九の一)、西和田ドライブイン(黒石市大字温湯字長漕七の四)、(株)ツガルサイコー(黒石市大字沖浦字山神一の五)、スマイルキッチン丹羽商店(黒石市大字南中野字オノ神二〇の一)又は津軽みらい農業協同組合(平川市葛川大川添二七の五)に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(二) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会(十和田市元町東四丁目一の一五)

六 遊漁承認証に関する事項

- 1 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、五の1の(一)の遊漁料を徴収する。

七 遊漁に際し守るべき事項

- 1 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。
- 八 漁場監視員に関する事項
 - 1 漁場監視員は、規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。
 - 2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、又は漁場監視員であることを表示する帽子を着用する。
- 九 違反者に対する措置に関する事項
 - 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- 十 施行の日 平成二十六年一月一日

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年一月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社タキオン
- 二 代表者の氏名 上野 清次郎
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の六八一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇二八五号
- 五 取消年月日 平成二十五年十二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
 - 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
 - 平成二十五年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭